

コンプライアンス

基本的な考え方

ムラタは、経営理念である社是のもと、公正な事業活動を行い、社会から信頼される会社であり続けたいと思っています。ステークホルダーの皆様と信頼関係を築きながら、変化する事業機会の中で新たな価値を創造し、健全で持続的な成長を実現するためには、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観にもとづいてコンプライアンスを遵守することが重要だと考えています。このありたい姿の実現のため、ムラタでは、「企業倫理規範・行動指針」の遵守の徹底など、グループの役員・従業員へのコンプライアンス意識の浸透を図っています。

「企業倫理規範・行動指針」は、日本語のほか英語、中国語、その他現地の言語に翻訳し、グループの役員・従業員に配布しています。また、コンプライアンス意識の浸透のために、グローバルでのトップメッセージの発信や階層教育などの啓発・教育を継続的に実施しているほか、「企業倫理規範・行動指針」に記載の各コンプライアンス項目について、事業環境やビジネスの変化に対応したリスクの低減策を講じています。

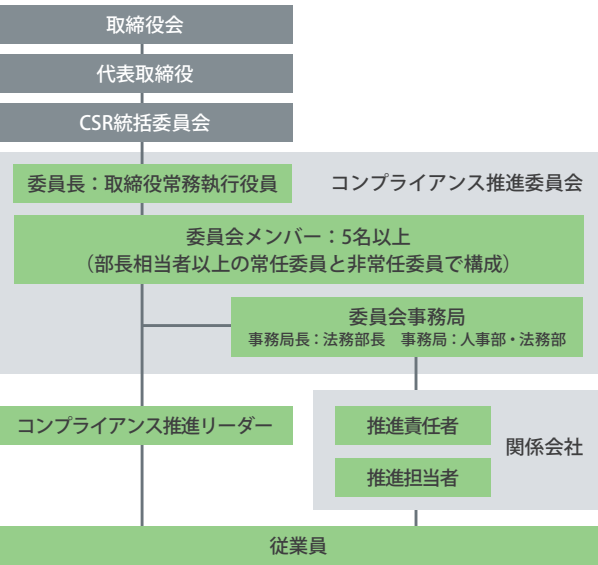
推進体制

ムラタでは、CSR統括委員会の下部委員会として「コンプライアンス推進委員会」を設置し、「企業倫理規範・行動指針」の改定や周知活動の立案・実施などを行い、グローバルでのコンプライアンス推進についての基本的な方向性を審議・決定しています。この委員会での決定内容は、国内外の関係会社に設置されたコンプライアンス推進責任者を通じてグループ全体に展開されています。また、各部門で選任された「コンプライアンス推進リーダー」が、「企業倫理規範・行動指針」やeラーニングなどで得た知識を各部門で開催するコンプライアンス推進ミーティングなどを通じて周知・伝達しています。

コンプライアンスの推進活動や通報制度の運用状況（件数・通報内容の概要）については、年に2回、取締役会に報告するとともに、毎年、内部監査部門の監査を受け、適正性を確保しています。また、グループ各社がRBA（Responsible Business Alliance）公認の監査員の監査を受けています。

また、ムラタは、コンプライアンス活動をグローバルに展開するために、コンプライアンス推進委員会を中心としたグローバ

ルコンプライアンス体制を構築し運用しています。地域統括会社、現地の法令や社会制度を踏まえて、担当する地域での活動をリードし、各地域のグループ会社と連携してコンプライアンス活動を実施しています。



腐敗防止の取り組み

ムラタは、「CSR憲章」や、「企業倫理規範・行動指針」において、贈収賄、独占禁止法違反、下請法違反、インサイダー取引、利益相反行為、その他不適切な利益の供与や受領などの腐敗行為の防止を規定し、これらを日々の事業活動や業務の拠り所として

コンプライアンス遵守・腐敗防止の徹底に努めています。また、教育・啓発活動においては、不正行為や法令・倫理違反、およびそのおそれのある行為を発見した場合は、直ちに関係部門または通報・相談窓口に報告することを求めています。

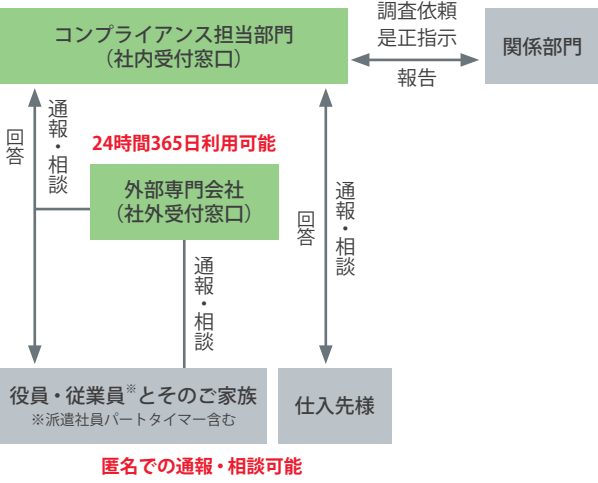
腐敗リスクへの取り組み

ムラタは、グローバルに事業を展開する中で、独占禁止法の違反と贈収賄を特に重要な腐敗リスクとして防止に取り組んできました。2014年には、「企業倫理規範・行動指針」を補完するものとして、「カルテル及び贈収賄防止に関するベーシックポリシー」（日本語・英語・中国語）を発行し、ムラタの基本姿勢をあらためてグループ全体に対して周知しました。

独占禁止法違反と贈収賄に関するリスクを実効的に低減す

通報制度・相談窓口

ムラタは、コンプライアンスの違反行為の未然防止、早期発見・対応のため、村田製作所および国内外の関係会社において通報制度を導入しています。腐敗行為など、倫理・法令等に違反する行為や違反するおそれのある行為が発見された場合、通報者は実名または匿名で、通報・相談を行うことができます。通報・相談を受け付ける窓口として、社内のほか社外にも受付窓口を設置し、現地の言語・通報者の母国語などの複数言語で対応するなど、より通報・相談しやすい環境を整えています。通報・相談を受け付けた場合、コンプライアンス推進委員会が中心となり関係部門と連携しつつ、迅速に、その事実関係や関連法令・規則を可能な限り確認・調査します。その上で、コンプライアンス違反行為の有無を認定し、必要に応じて是正や再発防止などの対応措置を講じています。この際、通報者の匿名性・プライバシーを保護するとともに、報復行為を禁止して、通報したことに



るため、グローバルに実施したリスク調査の結果にもとづきルールを制定し、トップメッセージの発信や研修などを通じて社内へ周知・徹底しています。また、毎年、役員および従業員に対してeラーニングによるトレーニングを行うとともに、個人ごとにコミットメントを取得しています。

腐敗防止の取り組みの詳細や下請法違反の防止、インサイダー取引の防止、利益相反行為の防止、安全保障輸出管理はこちらをご覧ください。▶



コンプライアンスの評価・対応

2022年度は、国内の受付窓口で108件の通報・相談を受けました。通報・相談の内容としては、ハラスメント・人権や労務管理についてのものが全体の過半数を占めました。受け付けた通報・相談に対しては、通報者の意向も踏まえつつ、全件についてコンプライアンス違反行為の有無を判断し、必要な対応をとりました。2022年度においては、法令にもとづき開示すべき違反はなく、監査済み財務諸表に記載すべき罰金や和解金の発生はありません。

2022年度 通報・相談件数

